

## 第3章 日本国憲法

### ① 日本国憲法

#### (1) 憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確保する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## (2) 憲法とは何か

日本国憲法の第99条に、「天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とある。これは憲法尊重擁護義務を明らかに示したものであるが、対象者が国民ではなく、国家側に立つ人々であることが重要である。つまり、憲法とは、国の基本構造を定める法であり、国民が遵守しなければならない国の最高法規であるのはもちろんであるが、国家権力が暴走して、国民の生活を脅かさないようにするための法でもある。

## (3) 日本国憲法の制定

ヨーロッパの戦争が終結した後の1945年7月、米・英・ソの代表がドイツのベルリン郊外で、(ポツダム会談)を開き、日本に対して(ポツダム宣言)を発表した。その内容は、①戦争に導いた権力の排除、②日本の領土の限定、③日本の軍隊の武装解除、などを求めるものだった。日本はポツダム宣言を受諾し、連合国が求める民主的な国を作るために、それまでの(大日本帝国憲法)を廃止し、新しい(日本国憲法)を作ることになった。

## (4) マッカーサー草案

GHQ から憲法草案の要請を受けて、日本政府が作成した憲法改正要綱(=通称「松本案」)は、統治権を依然として天皇におき、「天皇は神聖にして不可侵」と規定していた。これに驚いたGHQのマッカーサーは、民生局のケーディスを中心に起草した、いわゆるマッカーサー草案を日本政府に提示した。日本政府は、この草案に基づいて作成した改正案を帝国議会に提出し、審議をへて可決した。そして、新しい憲法は(1946)年(11)月(3)に公布され、(1947)年(5)月(3)日から施行された。

## (5) 日本国憲法の基本原理

### ① 国民主権

国の政治のあり方を最終的に決定する権利は国民にある、という考え方。(主権在民)ともいう。日本国憲法では、前文と第1条に「国民主権」に関して明記されている。

#### 【第1条】

天皇は日本国の象徴であり日本国統合の象徴であつて、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く。

## ②平和主義

日本は太平洋戦争でアジアの人々と国民に甚大な被害と犠牲を与えた。日本国憲法ではその反省のうえに立ち、平和主義を取り入れ、前文で、( **戦争の放棄** )・( **戦力の不保持** )・( **交戦権の否認** )をうたい、第9条で、さらに細かく規定している。

### 【第9条第1項】

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

### 【第9条第2項】

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## ③基本的人権の尊重

基本的人権とは、全ての人がある地位や性別・人種に関係なく、持ち備えている基本的な権利のことで、日本国憲法では、日本国民の基本的人権を、「**侵すことのできない永久の権利**」と定義している。第11条、第13条で明記されている。

### 【第11条】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

### 【第13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## (6)憲法改正の手続き

### ①改正の発議

衆議院と参議院の各議院の総議員の( **3分の2** )以上の賛成が必要である。

↓

### ②国民投票

国会が認めた改正案が国民に提案され、国民投票で( **過半数** )の賛成で承認される。

↓

### ③天皇の公布

国民投票で承認されれば、( **天皇** )が公布する。

## (7) 天皇の権限と仕事

大日本帝国憲法では、天皇に主権があり、天皇に統帥権があるが、日本国憲法では天皇の地位は( 象徴 )であり、国政上の権限は持っていない。天皇の権限や仕事については、第3条、第4条、第6条、第7条で明記されている。

### 【第3条】

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

### 【第4条第1項】

天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する機能を有しない。

### 【第7条】

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

## (8) 自衛隊の創設

日本はポツダム宣言を受諾して軍隊を解散させられたが、1950年に( 朝鮮戦争 )が始まると、GHQ は日本に対する占領政策を変更し、日本に( 警察予備隊 )の設置を指示した。その後、1952年には保安隊に改組、1954年には防衛力を強化して( 自衛隊 )と改称した。自衛隊の任務は、日本の平和と安全を守り、他国の侵略から国を守ることであるが、自衛隊の存在が憲法第9条の「戦力の不保持」等に違反しているのではないかという議論がある。

#### (9) サンフランシスコ平和条約と日米安全保障条約

1949年10月に中華人民共和国が成立し、翌年6月に朝鮮戦争が始まると、アメリカは日本を早く自立させ、アジアの社会主義勢力に対抗できる国に育てるために日本の独立を急いだ。1951年9月、アメリカのサンフランシスコで、日本を含む52か国が( **サンフランシスコ講和会議** )に参加し、日本は48か国 ( ソ連・ポーランド・チェコスロバキアはアメリカ軍の日本駐留や沖縄諸島と小笠原諸島をアメリカの管理下に置くことに反対し調印しなかった。)との間で( **サンフランシスコ平和条約** )に調印した。この結果、日本は朝鮮の独立を承認し、台湾・千島列島・南樺太などを放棄し、アメリカによる沖縄諸島や小笠原諸島の統治を認めることになった。また、同時にアメリカとの間で( **日米安全保障条約** )を結び、アメリカ軍が日本に駐留することになった。

## 《《 関連語句 》》

- 民定憲法…国民が制定する憲法のこと。
  
- 欽定憲法…君主の詔勅に基づき作られる憲法のこと。
  
- 立憲主義…憲法に基づいて政治を行うとする考え方。
  
- 統帥権…軍の編制・指揮を行う権力。
  
- 国民投票法…2007年に、憲法改正に必用な法的手続きを定めた国民投票法が成立し、2010年に施行された。投票権の年齢は満18歳以上。

## 《《 参考図書 》》

- 『中学社会 公民』（平成24年発行 教育出版）
- 『チャート式シリーズ 中学公民』（新指導要領準拠版 平成9年発行 数研出版）
- 『チャート式シリーズ 中学歴史』（新指導要領準拠版 平成12年発行 数研出版）
- 『中学総合的研究 社会』（改訂版 平成21年発行 旺文社）
- 『中学社会 自由自在』（改訂第2刷版 平成25年発行 受験研究社）
- 『中学歴史の発展的学習』（2007年 第2刷版 文英堂）
- 『徹底演習テキスト 中学公民』（2013年度用 受験研究社）
- 『シリウス21 社会中3』（育伸社）
- 『改訂版 詳説日本史研究』佐藤信・五味文彦・高埜利彦・鳥海靖編（平成20年発行 山川出版社）
- 『改訂版 日本史®用語集』全国歴史教育研究協議会編（平成21年発行 山川出版社）
- 『改訂版 現代社会用語集』現代社会教科書研究会編（平成20年発行 山川出版社）
- 『憲法問題 なぜいま改憲なのか』伊藤 真著（2013年7月発行 PHP 新書）